

◎電気通信事業法及び日本電信電話株

式会社等に関する法律の一部を改正

する法律　（平成二三年六月一日法律第五八号）

一、提案理由（平成二三年四月一九日・参議院総務委員会）
○国務大臣（片山善博君）　電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

（略）

次に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に関する規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を

緩和する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げま

す。

第一に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務付けることとしております。

第二に、当該電気通信事業者に対し、第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営等の業務を行う専任の部門を置く等接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付けることとしております。

第三に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業等に係る現行の認可制を事前届出制に改めることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

（略）

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願
い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました三法律案につきま
して、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げ
ます。

(略)

次に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する
法律の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競
争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通
信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確
保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社
等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものであります。
.....
委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、周波
数オーバークションに対する総務省の立場、NTT東西の機能分離
を行うメリット・デメリット、光の道構想の目的・効果、災害
に強い情報通信インフラの必要性等について質疑が行われまし
た。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表
して山下芳生委員より事業法及びNTT法改正案及び基盤法改
正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、電波法改正案は全会一致を

もつて、事業法及びNTT法改正案及び基盤法改正案はそれぞ
れ多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
た。

なお、三法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されてお
ります。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月一九日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努
めるべきである。

一、電波利用料制度の見直しに当たっては、受益と負担の関係
の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公
平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得ら
れるよう努めるとともに、用途について、その必要性、効果
等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。
二、周波数の移行に当たっては、新旧の免許人等の負担が過大
になることがないよう、十分に配慮するとともに、審査にお

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

一一〇四

ける終了促進措置の位置付けを明確にすること等により、特定基地局開設計画認定の公平性、透明性を十分に確保すること。また、周波数の円滑な移行のため、影響を受ける既存の電波利用者に対する情報提供や周知啓発に努めるとともに、事業者に対し適切な配慮を行うよう求めること。

三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、幅広い国民の意見を十分踏まえつつ慎重な検討を行うこと。

四、電気通信分野におけるユーザーの利便性の向上に向か、公正競争の一層の確保、グローバルな市場環境の変化に対応した規制の在り方について、必要な検討を行うこと。また、ブロードバンドへのアクセスについては、固定・無線系のブロードバンドへの普及状況や国民的コンセンサスの状況等を踏まえつつ、検討を行うこと。

五、東日本大震災により、地方公共団体が国の補助を受けて整備した地域情報通信基盤に被害が生じていることから、早期に復旧し、完備できるよう、適切な支援を行うこと。また、災害に強い情報通信基盤の調査研究に努めること。右決議する。

三、衆議院総務委員長報告(平成二三年五月二六日)

○原口一博君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものであります。

………(略)………

以上の三法律案は、参議院先議に係るもので、去る十八日本委員会に付託され、翌十九日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行い、討論、採決の結果、電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いざれも原案のとおり可決すべきものと

決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二十四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。

二 特定基地局の開設計画の認定に当たっては、審査における終了促進措置の位置付けを明確にするなど、その公平性、透明性を確保すること。また、周波数の移行に当たっては、利⽤者に混乱を来さないよう適切な措置を講じること。

三 周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利⽤者の負担増等多くの課題があることから、電波が国民共有の財産であることに鑑み、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、慎重に検討を行うこと。

四 電気通信市場における消費者の利益及び通信産業の発展に

とつて公正競争の確保が非常に重要なことに鑑み、今後の検討に備えて、今回の法改正によって講じられる機能分離の効果等の推移を注視するとともに、電気通信市場における規制の在り方等について、引き続き検討を行うこと。

五 プロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたもの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向か、更に取組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るために、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

六 情報通信施設は重要なライフラインの一つであることとに鑑み、東日本大震災の被災地における情報通信設備の復旧・復興に万全を期すこと。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、情報通信設備の信頼性向上のための適切な措置を講じるとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、自治体等の情報通信設備の整備に適切な支援を行うこと。